

所長 この4月から、法学研究所長を勤めております江藤です。シンポジウムを始めるにあたり、この企画をするにいたった経緯について簡単にお話ししたいと考えます。先ごろ(10月8日)東村山で、ここにおられる木村先生に“君達も法律家にならないか。 Part II”(Part Iは高山俊吉弁護士、板橋校舎)というテーマで講演をしていただきました。その後で、学生諸君をまじえて懇談会をいたしました。その席上で、法学研究所主催のシンポジウムを開いたらどうか、ということになりました。テーマのきっかけになるような事件は、毎年あるわけです。たまたま本年は、やや刺激の強い事件がありますが、こういう機会に、これを法律問題として真面目に取り上げる必要がある。学生諸君はもちろん、一般市民の方も、これを素材に、結婚問題、離婚問題をあらためて考えることは必要なことではないだろうか。法学部があり、法学研究所があるのだから、共同で問題を提起し、論点を整理して、学生諸君とまた市民の方とも討議してみようということで、きょうのシンポジウムを開くにいたったわけです。

「現代の法律問題を考える」、第1回となっていますように、毎年このような企画を試みようか、と思っています。もっともエネルギーが続くかどうか、それはまた別の問題ですが。ともかく毎年開いていけば、学生諸君の中に法律を勉強する雰囲気がおのずから醸成されてくるのではなかろうか。それを期待しているわけです。

大東文化大は、あえて言うまでもなくスポーツではなかなか有名なのですが、勉学のほうでは必ずしも十分であるという感じがいたしません。文武両道(月並な、言い古された言葉ですが)にすぐれた大学づくりをすることは大事なことですから、その一助ともなればと思い、この企画を考えたわけです。

もう少し宣伝をよくすればよかったのですが、企画から開催まで時間が余りなかった等々で、きょうの集まりは、高名な諸先生方にせっきく貴重な時間をさいていただいてこのシンポジウムにご参加いただいているにもかかわらず、ちょっと少ないのは残念に思います。しかし、終始真面目に聞き、また帰ってもよく考える、この問題は、君らにとって一生の問題なのですから。とくに最近、女性が強くなっていますから、男にとっては大問題かもしれません。きちんと法律問題を考える、そういう一つのいいきっかけに、今日のシンポジウムをしてもらいたいと思います。

挨拶を終わるにあたって、学内の諸先生はひとまずおいても、きょうわざわざ学外からご参加いただいた諸先生に、本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、これから早速始めたいと思います。

以上で開会の挨拶といたします。

小松 それでは早速シンポジウムに入りますが、最初は司会の木村さんからお話をいただいて、それからレジュメにあります順序でご発言をいただいて、それから討論ということにいたしたいと思います。

それでは木村先生お願いいたします。

木村 皆さん、こんにちわ。(拍手)

きょうは学生の皆さんがかなり大勢参加していただいているようで、あるいは外部からの方も相当いらっしゃるのかなと思ったんですけども、学生の方が中心のようにお見受けします。男性が思ったより多いなという感じがしていますが、これは何なんでしょうか。最近の男性の結婚難を反映しているのか、よくわかりませんが。できるだけ講師の先生方には学生の方にもわかりやすいように工夫をしてお話をいただければと思います。

まずパネリストの先生方を簡単にご紹介いたします。

まず大東文化大の高野耕一さんです。(拍手) 高野さんは元裁判官です。最近、日本の離婚裁判の中で画期的な変化と言われていますが、いわゆる有責配偶者からの離婚の請求を認めるという画期的な判決が出ました。今までだと、自分から家を出てほかに女性と一緒に暮らしているという形、いわば法律上の妻を捨てて愛人と一緒に住んでいる、こういうことがかなり長く続いたというケースでも、なかなかこういう男性の側からは離婚の請求が認められなかった。それが本当に正しいのかどうかということが議論されていたわけですが、その先駆けになられたのが高野さんということで、きょうは「法律家からみた夫婦の絆」というタイトルでお話をいただきたいと思います。

それから東京大学から来ていただきました原田純孝さんです。(拍手) 原田さんからは、結婚・離婚に関する国際的な法律の比較を中心にお話をいただく予定です。フランスの場合を中心にして、「ヨーロッパにおける結婚と離婚」というテーマでお話をいただきます。

そしてもうお一方、円より子さんです。(拍手) 現代家族問題研究所と書いてありますが、それよりも「ニコニコ離婚講座」と言うほうが学生の皆さんにもわかりやすいのかもしれませんが。もう何年になりますかね。

円 13年です。

木村 その13年前に始めた頃から、いろいろなご縁でお目にかかることがありました。円さんは、離婚をしようという女性の相談に乗っておられて、時には勿論男性の相談にも乗っておられるようですが、そういう相談の現場から見たお話をしていただきたい。「離婚相談から見た現代の婚姻法と女性たち」というテーマでお話をいただく予定です。

最後に、討論のまとめを大東文化大の小野先生にお願いする予定です。よろしくお願

いたします。(拍手)

最初に私から、きょうの議論の出発点といいますか素材として考えてまいりました最近大変マスコミをにぎわわせている婚約不履行事件、これは今年の8月に東京地裁に裁判が起こされて、主として芸能マスコミを中心として連日のように報道されている事件で、皆さんもよくご存じだろうと思いますが、きょうは、仮にこの女性をA子さんということにいたしまして、少しこの事件の内容をご紹介しますと思います。

A子さんは44歳、現在は独身の女性です。10歳と14歳の娘さんがおられる。今年の2月頃に相手の男性と婚約をした、しかしその婚約を一方的に破棄されたということを経由して、相手の男性に対して5,000万円の慰謝料の請求をしているという事件です。しかし、婚約をしたと主張しておられる時期にはA子さんにも高齢の法律上の夫がおりまして、これが2人の娘の父親でもあるわけです。ということで、A子さんは法律上結婚をしているという状態のもとでこの男性と知り合って婚約をしたと、こういう主張になるわけです。この夫とは今年の6月5日に協議離婚が成立して、現在は独身ということになるわけです。そういう経過です。

訴えられている男性、被告ということにしますが、被告は65歳の男性で、もと上場会社の社長であり、そして会長職になりまして、最近辞任をしています。婚姻をしておりますが、ただ扶養をしなければならないような小さな子どもはいない、こういう立場にある男性です。

A子さん(原告)の主張によりますと、今年の2月頃に婚約をしたというわけですが、婚約した当時の原告と被告のそれぞれの婚姻生活、夫婦生活がどうなっていたかということについて、簡単に言いますと次のように言っています。「原告の婚姻生活は破綻し、既に別居中であった。そして財産分与と子どもの養育費をめぐって離婚の協議をしている最中であった。そういう時期に被告と知り合って婚約をするに至った」というふうに言っているわけです。ですから、円満な夫婦生活があって、それがあいながら別の男性と婚約をしたというわけではない、という主張になっています。

婚約当時、被告の側がどういう家庭生活の状態になっていたかということについては、今のところ裁判の上では明らかになっていないようです。ただし、相手の男性は妻がいて、妻と同居をしていたことは事実のようです。

さて、婚約をしたといわれる当時の原告(A子さん)と被告(相手の男性)の関係ですが、婚約をしたという今年の2月頃は既に内縁関係というにふさわしい状態にあったということを主張しています。このA子さんは娘2人と一緒に相手方の男性が提供してくれたマンションに住みまして、かつ相手の男性も、東京に住んでいない人ですが、東京に用事

があるときには必ずこのマンションに泊って、2人の娘とも親子同様に接していた。出るときには「行ってきます」と言ってそのマンションを出るし、戻ってくるときには「ただいま」と言って帰ってきた。そういう意味で事実上夫婦と同じような関係にあったんだということを主張しています。

それから、これも原告側の主張に基づいてですが、婚約が大変真面目な真摯な態度で約束されたのだということを言っております。その例として、求婚をしたときに被告がどういうふうに言ったかということですか、周りの人にも常々「妻と別れてA子さんと一緒になるのだ」と公言していたことですか、それから、必ず自分は再婚する、マスコミなどで騒がれても必ずあなたと一緒にいる、1年以内には妻と離婚してあなたと一緒にいるということを手紙などで再三確認をしているということですか、経済的な援助を約束していると。ほとんど、この男性が社長をしている会社の経営や子会社の経営などの一部をこのA子さんに委託をする、あるいは会社が提供しているテレビ番組に出演をさせるというような約束ですが、そういう経済的な援助を約束をしている、その上で夫と別れて自分と一緒にしてほしいと迫られたと言っているわけです。そして原告（A子さん）のほうはどうしたかといいますと、その申し出を受けて今年の6月5日に財産分与も養育費の請求も求めずに夫と協議離婚をしている。こういうことを主張しています。

最終的に、6月5日に前の夫とこの女性は離婚したわけですが、その直後の6月18日に、相手の男性がテレビ関係者を通じて「もう2度と会わない」と言って婚約の破棄を通告してきた。その後、予定していたテレビやラジオの番組からA子さんは下ろされてしまいいまして、約束された経済的援助も受けられませんし、またマンションからも出なければならぬということで、大変経済的に窮地に陥っているというのが、原告が裁判で主張している主張です。

それに対して被告の男性の側からは反論が出されていますが、その反論の詳細はわかりません。ただ、法廷での発言などが新聞に報じられたところによりますと、婚約の事実については全面的に否定している。仮にそういう婚約（婚姻の予約ということになりますが）があったとしても、両方ともそれぞれ婚姻しているわけですから、それぞれ婚姻している男女がそれをやめて第三の結婚をするという約束は民法90条の公序良俗に反して無効なんだと、この二つを主張しているわけです。

ですから裁判の中では、原告が今まで主張しているような事実が認められるかどうかということと同時に、仮に原告が言っているように婚姻の予約、これは手紙などにも書かれていますので全く婚約がなかったということは難しいと思いますが、仮にあったとした場合に、今お話したような事情のもとでこの婚約というものに法律上の効果が認められるか

どうかということが今後争われていくだろうという見通しになっています。

この事件そのものは大変スキャンダラスな事件として報じられていますが、しかし考えてみますと、今まで維持してきた結婚生活が破綻をしてしまっている場合に、いつまでもその夫婦を法律の力で縛りつけておくのはいいのかどうかということは、有責配偶者からの離婚の請求が認められつつあるという今日の中では、もう1度、夫婦というものは何なのか、家族というものは何なのかという視点から考え直されていい問題なのではないかという気がいたします。

最近、全く別の事件ですが、福井県の丸岡町の幼稚園の女性の教諭が妻子ある男性と交際して子どもを生んだということから、父母の間から批判が出て、町の教育委員会がこの女性教諭を教育現場からはずすことを決めて本人に通告したという事件がありました。この事件の中で、いわば不倫の交際があって未婚の母になったということが幼稚園の先生を法律の力で配置転換する根拠になり得るのかということが新聞などでも大いに議論されました。これはそれぞれの女性の個人的な生き方にかかわる問題で、法律でそれに制裁を加えたり、それをもとにして配置転換などをするのは行き過ぎではないか、という議論もかなりされています。これはまだ先週のことだったと思います。

そういう意味で、いわゆる私たちが言うところの不倫の問題は非常に日常化してきました、それに対する社会的な意識はといいますと、大変ふしだらな行為である、あるいは人道にもとる、あるいはそういう者は教師として不適格であるというような議論が力を得ているかという、必ずしもそうではない。それに対する反対の意見も強くなってきていることを、この事件の報道などを見る中で感じるわけですね。そういう中でもう1度結婚や離婚というものを考え直してみようというわけです。きっかけとしていま社会の中で起こっていて大きな問題になっている、報道の対象になっている事件を真面目に学問的にもう1度考え直してみるという意味で、大変興味のあるテーマなのではないだろうかと思うわけです。

そういう点で、必ずしも素材となりましたA子さんの事件にとらわれるということではなくて、それも一つの素材として使っていただきながら、各パネリストの先生方からお話を聞いていきたいと思います。

それでは最初に、先ほど紹介した高野耕一さんから話をお願いいたします。

**高野** ただいまご紹介いただきました高野です。

今、木村さんからお話がありました婚約不履行に基づく慰謝料請求事件、この事件につきましては、私はもともと裁判官でありまして、36年間やっておりましたので、裁判官というのは法廷にあわられた証拠以外は一切斟酌しないという建前をとっておりますので、

新聞、ラジオ、テレビなどで若干知識としてはありますが、それについて直接論評することはいたしかねるということでご容赦願いたいと思う次第です。

ひるがえって、きょうのメインテーマは「これからの結婚・離婚問題を考える」ということでもあります。しかし、「これからの」と申しましても、現在の結婚・離婚問題がどうなっているのかということから出発しないとやや空論になる恐れがあるだろうと思うわけです。

そこで考えますに、離婚というのは結婚のいわば延長線上にあるものでして、いわゆる「夫婦の絆」が断たれるという状況が離婚であります。その離婚において断たれる「夫婦の絆」というのは一体何なのかということ、特に法律家の目から見て確かめてみようというのが私のテーマであります。

普通、「夫婦の絆」というのは「愛」だと言われますね。特に若い方々は、愛があるから結婚するんだ、愛がなくなれば離婚するのは当たり前じゃないかというふうにいとも当然のごとく言われるのですが、しかし果たして本当にそうなのか。特に法律や裁判所はそこをどう考えているのか。その辺から私の話を始めたいと思います。

これは今から20年ほど前、私が大阪地方裁判所で裁判官をやっておりましたときに出くわした事件です。妻のある男性が女性と関係をもちましたが、しばらくして手を切ろうと思ったところ、その女性のほうから「それならば慰謝料を請求する」と言われまして、私の部へその慰謝料請求事件がかかったのです。調べてみますと、どうもこの男性はいったん手を切ろうとしたその女性とは完全には離れ切っていないようなんです。まだ未練があるというようなことがわかってきましたので、もし妻が「もうそういう亭主はいらん」と言うならば妻と正式に別れさせてその女性と一緒にさせるほうが落ち着きがいいかもしれないと考えまして、妻を証人として呼びました。妻が出てきまして、単独審つまり私1人で裁判をやっている法廷でしたので法廷が狭いのですが、すぐ後ろの傍聴席に自分の亭主を置いて、すぐ横っちょの原告席に夫の愛人を置いて証言台に立ったその妻は、私の問いに対して、長い沈黙の末、うつむきかげんに「しょうのない亭主だと思うけれども、別れようとは思っていない」と、絞り出すような、歯がみするような言葉を吐き出したわけです。これはどんな名優の演技よりもはるかに迫真力がありますし、かつ哀れを感じさせた場面でした。私は、人事訴訟専門部におりましたので、この種の場面に出くわすのは、そう稀ではないのですが、こういうときには、妙に役所の帰りに一杯飲みたくなるものなのです。余談ですが、裁判官は赤ちょうちんやなんかに入らんとと思われる方があったら大間違いで、仕事が大変ストレスを高める類のものですから、よく飲むんですね。特にこういう日は、同僚をかたらって飲み屋に入る。酒がジンジンしみてくる。何となく仲間同士

の親密感が濃くなる、こういう状況なんです。どうしてなんだろうかと考えてみますと、一般に人間関係の中で最も密な関係とされている夫婦といえども極限状況においては結局は孤独なんだなあということをしみじみと感じさせるからなのです。その寂寥感が逆に人恋しくさせるというわけなのです。しょうのない亭主だと思うけど別れようと思わない。そういう亭主が家へ戻ってきて、はたしてこの家庭で夫と妻はどういうあり方をするのか、十分に想像できますね。それでも夫婦なのです。そこで、きょうの私の主題に即して言うならば、一体「夫婦の絆」と言われるものは何なのかということをやでも考えさせられざるをえないのであります。

このことは、法律家として、1度、法律が婚姻つまり結婚というものをどうふうにとらえているのかということをご顧るよう促します。日本の民法は、ご承知のとおり、婚姻をする条件といえますか要件に、「愛」などということは一言も言っておりませんね。婚姻届を出しさえすれば法律上婚姻は成立いたします。そこに婚姻意思の存在が要するということが言われますが、それも最高裁の判決によれば、永続的な精神的・肉体的結合を図る目的で真摯に共同生活を営むという意味さえあれば足りるとされるようでありまして、そこに「真摯に」という言葉は入っていますが、しかし「愛」などという言葉は入っておりません。ですから、出発点からして、「愛」ということを法律は結婚の要件とはしておりません。

のみならず、愛にもいろいろなタイプがございます。普通、恋愛と夫婦愛というものが考えられますが、ここで言う「愛」はおそらく夫婦愛でしょう。恋愛とは経験的に考えても性質ないし特徴が異なります。その夫婦愛は一体いつから生まれるのか。夫婦になったときから生まれるわけですから、出発点においてはゼロですね。ですからレジュメに書きましたとおり、“愛がないにもかかわらず結婚する”ということになるわけでありまして。

夫婦愛というのは、ご承知のとおり瑣末な日常的な出来事から高尚な問題に至るまでかわりを持つ人間関係としての夫婦に特有のものでありますから、何よりも長い忍耐と協力、そういうものがなければつくりあげられない性質の愛だと言われております。そうだとすれば、まさに結婚は愛がないにもかかわらず始められるということになるわけです。

ところで、結婚がそういう形で始められてしばらく続きまして、一体どういう関係が夫婦の間でできるかと申しますと、いろいろな形態の夫婦が生まれます。イギリスの小説家であり評論家であるアルフレッド・アルバレスという人が『離婚の研究』という本を書いておりますが、そこに「今年彼らは、相変わらずの憎しみを抱きながら銀婚式を祝った」と、そういう夫婦が出てきます。つまり、出発点においてゼロであるのみならず、婚姻の過程においても愛がないゼロの夫婦もあり得るわけでありまして、冒頭に述べた私が大阪地裁で

会った夫婦などを見ても、そこに愛などというものがあるかどうか、すこぶる疑問であります。にもかかわらず、そういう夫婦でも一方が離婚は「ノー」と言っているかぎり、他方が「愛がなくなったから別れさせてくれ」と言って訴えても、裁判所はそんなことを簡単に取り上げて離婚させるわけにはいかないのであります。

では、その逆に、“愛があるにもかかわらず離婚する”ということも今起こってきつつありますね。「アルツハイマー病離婚」というので皆さんもご承知になったかと思いますが、あの夫婦は、男性が42歳、17歳年上の妻と結婚していたのですけれども、アルツハイマー病に妻がかかり、既に8年余経っている。現在はもう夫の名前すらわからない。寝たきりで特別養護老人ホームに入所している。そしてもう4年近くになっている。こういう夫婦であります。この妻に対して夫が離婚の請求をいたしまして、長野地方裁判所はこの離婚を認めました。しかし、この夫がこの離婚訴訟の法廷でこういうことを言っているということが新聞に報道されました。つまり、「妻への愛情には変わりありません。」ということを法廷で述べたということです。えてして法廷ですから自分に都合のいいことを言うことはあり得ますが、どうもこの夫の前後の行動態様、妻に対する献身的な介護ぶりなどを見ますと、本当のようです。もし本当だとするならば、愛情を抱きながら、しかし妻と別れる、こういうことが起こってきているわけであります。

このことは何もアルツハイマー病にかかっている配偶者と別れようとする夫婦の間に限られるものではありません。「定年離婚」ということがこの頃よく言われますが、夫が定年になってある日突然妻から、別れたい、もうあなたの面倒を見るのはご免だ、これから20年30年今までと同じように面倒を見るのは大変だから自分は自由になりたい、自由に自分の生活を築きたいと、こういうことを言ってくる。そういうことによって離婚が現実のものとなってくるということがよく言われております。ここでも、必ずしも愛情の喪失とは言い切れないものが伏在しているようであります。

現に離婚原因としての統計では、「性格の不一致」が少しずつ増えていますね。「性格の不一致」というのは、離婚原因になるようではないものです。当事者はこれといった離婚原因がないと、「性格の不一致」というところへ該当の丸印をつけるわけです。この辺が、確とした理由のない、場合によっては愛情を残しながら別れていくという夫婦が少しずつ増えつつあるのではなからうかということ推測させる所以です。

次に、先ほども冒頭に司会の木村さんが触れましたように、有責配偶者からの離婚請求という問題を考えてみますと、昭和27年に有名な、「踏んだり蹴ったり判決」というのですが、亭主が外に女性がつくりましてそこへ行ってしまいまして、もう家庭が壊れた、回復の余地がないということで、民法770条1項5号により離婚請求をしたのに対して、最



高裁判所は、そんなことを認めれば、夫が勝手に外に情婦をつくって、それでも妻はいやになってしまったから捨てるというに等しい、踏んだり蹴ったりではないか、法というのは道徳を守るんだ、道徳を守るのが法の大事な使命だ、そんな「不徳義」な勝手気ままな亭主の味方をするわけにはいかんということで、蹴飛ばしました。そういう最高裁判所の判例が35年間続いていたわけですが、昭和62年にその門戸が開かれまして、それは不徳義ではあろうけれども「不自然」ではないかと。昭和62年のケースは、36年間別居生活をしているのですね。もう完全に婚姻関係は形骸化している、戸籍上だけの存在、そんなものは不自然じゃないか、だからこの不自然な姿を解消して、有責配偶者からの離婚請求であっても認める門戸を広げましょうという判決なんですね。

私は、「不徳義判決から不自然判決へ」と、こういうふうに言っているのです。つまり、昭和27年の判決の基調になったのは倫理・道徳です。夫婦関係を規律するものを倫理・道徳として考えている。不徳義、勝手気ままは許さんということですからね。ところが、昭和62年の判決は、不自然という、いかにもドライといえますか、そういう考え方が基調になってできていると私は考えるのです。このことはどういうことかといえますと、婚姻関係、夫婦関係における倫理的要素の減殺ということですね。夫婦関係の中から倫理・道徳という要素がだんだんと少なくなってきつつあることのあらわれではなかろうかと思うわけであります。ここにも、「夫婦の絆」としての愛は次第に影が薄くなりつつあることを暗示してはいないでしょうか。

最後に、では今後の結婚なり離婚なりを法律家はどうか考えたらいいかという問題です。

先ほど来申しましたとおり、法律的に結婚というもの、夫婦というものをとらえるかぎり、「夫婦の絆」として「愛」という倫理的・道徳的なにおいのするエリメントを持ってくるのは、私は適当ではないと考えております。日本で最も高名な民法学者といわれる方はその趣旨のことを言っておりますが、私はそれには同調できないわけです。私は、「夫婦の絆」というのは、法的事実としての、同居・協力・扶助及び貞節であり、あるいはそれらを支える何か（何でもよい）と考えます。そしてもう少し、その何かを規範的にとらえよと言われれば、それは、あの「信義・誠実の原則」を持ってくればいだろうと考えております。民法1条に「信義・誠実の原則」が実定法上の根拠として置かれておりますが、これは総則ですから、財産法のみならず身分法をも貫徹する原理原則です。このことから、可能なかぎり実定法に即して考えれば、夫婦はお互いに信義を重んじ誠実に相対するというものをもって「夫婦の絆」とすれば足りると私は考えます。それ以上に豊かな、あるいは価値のある、たとえば「愛」というようなものを「夫婦の絆」として求めようとするれば、それはもはや倫理・道徳、さらに言えば宗教の領域に入るのはなかろうかと思

うわけです。言うまでもなく法律は、道徳の最低限だと言われております。道徳の最低限の水準のところまで行けば法律は法律としての使命を果たす、それ以上のことを望むといろいろな弊害が起こってくるわけですので、私は法律家としては「夫婦の絆」を「信義・誠実の原則」のところまで求めれば足りると考えております。

さきのアルバレズが言うておりますように、現実の、いわば事実としての「夫婦の絆」をなしているものは便宜、必要、体面、さらには惰性といったものなのかもしれません。こういうものによって少なからざる夫婦というものは結ばれているのでありましょう。それでも夫婦なんです。それを超えるいわば規範としての「夫婦の絆」を求めようとすれば、それはこの民法の大原則である相互の「信義・誠実」であるといえよかろうと考えております。「愛」はその後からついて来るといふくらいに考えればいいのではないかと思っているわけでありませう。

約言しますと、私は、一方ではいわゆる「破綻主義」のポリシーを是認しながら、他方では「それでも夫婦」という広範な夫婦の現実にも寛容でなければならないという視点に立って、本日のシンポジウムの主題の「これからの結婚・離婚問題を考える」べきではなかろうかと思う次第です。

以上で丁度割り当てられました時間となりましたので、私の話を終わることにいたします。(拍手)

木村 どうもありがとうございました。

結婚とか離婚とかいう問題を越えて法律と道徳というものがどういう関係を持たなければならないのかということにまで広がったお話をいただいたように思います。

高野さんからは主として日本の裁判所から見た結婚・離婚観といいますか、その今また動きつつある現実といいますか、そういうものをお話しいただいて、かつ高野さんの持論を展開していただいたということだろうと思います。

少し視野を外に広げまして、ではヨーロッパではどうなっているのかという点を、続いて原田さんからお話をいただきたいと思ひます。

原田 レジュメは「ヨーロッパにおける結婚と離婚」というのがお手元にあるかと思ひます。外国の場合を話しますので、制度的な前提がいろいろ違ひっていて、20分ちょっとで話すのは難しいところがありますが、そのさわりの部分だけお話をし、できれば日本との関係の問題にも触れてみたいと思ひます。私は大学の教師ですので、短い時間にどれだけのことを教えるかということを考えて話をしますので、どうしても講義調になりますが、今日は学生諸君が多いようですから、通常の講演よりは多少感じが違ひということと勘弁してください。

まず最初に私の報告の位置のようなものを自己流に考えて確認させていただきますと、先ほどから幾つかの具体的な事件の事例が出ております。そしてそこに確かに日本の離婚制度あるいは婚姻制度の特徴がそれぞれ出ていると思いますが、私の話はそういう形ではなくて、むしろ全体としてヨーロッパの制度を見た場合に日本と違うところがある、そこをいったん見た上で日本をもう1度見直したらどうなるだろうか、こういう位置づけがあるのだらうと思います。それから、仕事柄あまり具体的・個別的なあるいは心理的な部分に立ち入ったような話ではなくて、むしろ制度的に、しかも量的に確認できるような事柄をベースとした話になる、そういうことで聞いてもらいたいと思います。別な言い方をすれば、社会現象としての婚姻と離婚の現状及びそれに対応する制度のあり方がどうなっているか、そして、そこに何が示されているか、ということになるわけです。

その次に、「家族の変容」ということを書いておりますが、ヨーロッパの場合には1960年代の半ばから非常に大幅な家族変動をどの国でも経験してまいりました。それを象徴するものが、ほぼ同じ時期からの離婚率の顕著な上昇ということになるかと思えます。スウェーデン、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス。フランスはその中では離婚率は低いほうですが、それでも日本よりも相当に高い。それに応じまして結婚のあり方も同様に変わってきております。その動きは結婚観、離婚観の変化であると同時に、家族というものの自体に対するイメージの変化を伴っていると言っていると思います。

日本でもやはり同じように、そういう変化が過去30年くらいの間に生じてきております。ただ、日本の変化と比べますとヨーロッパの場合のほうがはるかに大きく深く、ある意味では質的な構造転換が進んでいるとさえ評されるような部分があるわけです。

そしてそれに伴いまして、ヨーロッパでは、大体60年代の半ばから70年代にかけて、さらに部分的には80年代に入って、離婚を含む家族法の大幅な改正がどの国でも行われました。フランスの場合で申しますと、1960年代の半ばから始まって75年の離婚に関する章の全面改正までの間に、かつての家族法に関する民法の規定が全部書きかえられました。日本で申しますと戦後の民法改正で家族法が書きかえられたのと同じような作業が、今日における家族の変化を背景としながら行われてきたわけです。そしてそれに伴いまして、レジュメの4に書いてありますが、国家ないしは国家の定める家族法と家族、その家族の中における家族と個人との関係、それらを見る座標軸のあり方になど非常に大きな変化が生じてきていると言っているように思います。

そうした変化背景のようなものも多少お話する必要があると思いますが、これは我が国の場合をイメージしながら聞いてもらっていいと思います。その背景は基本的には経済成長でありまして、それに伴う社会構造、就業構造等の大幅な変化がその時期からヨーロッ

パでも進みました。それに伴って女性の社会進出が進んでくる。先ほど江藤先生のお話にも女性が強くなったということがありましたけれども、それはヨーロッパでも同じことです。女性の経済的な自立の可能性は、その時期以降、大幅に強まってまいります。社会の変化に伴って家族の生活構造が変化しますし、家族の規模も変化します。家族の果たす役割、家庭の果たす役割がかなり変わってくるわけです。

ヨーロッパの場合は、もう一つ大きな事柄として宗教の権威の低下、それがもたらした影響という点があります。この問題はあとで離婚にかかわって触れてまいります。それともう一つ、これも日本と違う条件なので一言触れておきますと、ヨーロッパの場合には、いわゆる福祉国家が経済成長とともに進展し成熟してくるわけです。その中で、家族に対する援助施策が非常に重要な要素を占めました。それは、通常の夫と妻がいて子どもがいる家族だけのことでなくて、例えば母子家庭になった場合でも援助は受けられるわけです。ですから、女性の自立の可能性というようなものを考えますと、それはその可能性を広げる役割を果たしたと言っていいと思います。この両者の関係を述べればこれはこれでまたいっぱいいろいろな問題がありますが、ここでは省略いたします。

そのような家族の変化中には、日本と共通の部分と違う部分とがあります。つまり、日本の家族の最近の変化は、ヨーロッパと似たところを持っています。しかしどうもまだ違うところもあります。こういう感じを私は持っております。その違うところがどうなるのかということ、これから先の予測の問題ですので、何ともわからないところがありますが、そういうことを考える前提としても、今日お話しするような制度あるいは実態の比較は意味があろうかと思えます。

最後に、「婚姻・離婚観」と書いてありますが、あとの話にかかわりますので少しだけ話しておきます。

まず婚姻・離婚観については、歴史的な前提が日本と欧米社会・ヨーロッパでは違うということがあろうかと思えます。というのは、ヨーロッパの場合、婚姻はまさに宗教上の事柄、特にキリスト教では神が結びたまう sacrament（秘跡）であったわけです。したがって、カトリックの場合には教義が厳格でありますから、結婚は神が結びつけたものだからその後解消はできない、離婚は不可能であるといういわば宗教上の原則が、歴史的には非常に長い間あったわけです。日本の場合にはそういう意識はなかったわけですね。それに対してヨーロッパの今日の変化、つまり先ほど言いましたように離婚が増大してくるということは、いわばその宗教の拘束を打ち破って非常にたくさんの夫婦が離婚をするようになっている、そういう大きな変化になるわけです。言いかえれば、離婚がそういうふうが増えてくるということは、前提としての「神が結びつけたもうた絆」という婚姻自

体に対する意識の変化を当然に伴っているということになるわけです。レジュメの4のまん中に書いてあります「結婚の非制度化」とか「契約化」という言葉は、そういう現象をとらえて向こうでも使われている言葉です。

それに対して我が国の場合、いま述べた歴史的な前提と今日の状態がどう違うだろうか。円さんからは、離婚率は上がっていないけれど家庭内離婚は増えているという話がおそらくあるだろうと思いますが、日本の離婚率は、1984年まで60年代以降ずっと上がってきましたが、非常に低い水準でストップして、あとはやや下がりぎみになっています。離婚制度自体は非常に自由であるにもかかわらずそうなっていることの意味は何かというあたりも、きょうのシンポジウムの主題になろうかと思います。

以上が前置きであると同時に、多少は今日お話ししたいことの内容を含んでいます。あと、レジュメの2、3、4、5と時間の許す限りで進んでまいることになります。

まずヨーロッパの場合の離婚の増加と法制度の対応ということについてお話しします。

既に触れましたように、60年代の半ばからの離婚率の上昇は、どの国でも非常に顕著なものがありました。そして、先ほど触れた家族法の改正、特に離婚制度の改正等がそれを促進したのではないかという議論も部分的にはあったのですが、今日のほぼ共通した評価では、制度の改正がそれを促進したという要因は少ない、むしろ制度の改正はそういう離婚の増大という事態を事実上追認する形でその流れに即した改正をしたにすぎないというふうに考えられております。

では、そうして増大する離婚の内容としてはどういう特徴があったか。これも詳細を述べればいろいろなことがあるわけですが、まず非常にはっきりしていることは、結婚して4、5年、あるいは長くても6、7年以内の若い夫婦の離婚が急増していったことです。婚姻の年齢も、現時点で比べますと日本の平均年齢よりはもうちょっと低い。わりと早い時期に結婚いたします。そして4、5年経って、これはだめだ、もういやになったという場合には、別れちゃうわけですね。これが一番はっきりしているのはアメリカの場合であります。アメリカの人々は、一般的には、家族というのはそこに愛情を求め、しかもそこで男性にしる女性にしる自分たちの愛情なり情緒的な満足を得る場であるという意識が非常に強いようでありまして、ある意味では結婚と家族に対して夢があるわけですね。その夢が破れると離婚するという行動パターンになる。ですからトータルとして見ると、増大する離婚の中の非常に大きな部分はそういう若い世代の離婚です。

そしてもう一つの大きな特徴は、子どもができていても別れます。未成熟子でまだ数歳、例えば学齢に達していない子どもがいる場合でも別れてしまう。そして、その後にはいい相手がいればさらにもう1度再婚する。これは男性の場合も女性の場合も同様であります。

どちらかというとなりのほうの再婚率は高いですね。女性のほうの再婚率はやや低いです。それでもまだ再婚するという方向での動きがありました。そういう動きの延長上に、いわゆるステップ・ファミリーとかネットワーク型の家族という議論も出てくるわけです。

もう一つの特徴は、これが離婚の増大の一つの社会的な背景をよく示しているわけですが、いわゆるホワイトカラー層から事務職層においてそういう離婚の増大現象が非常に顕著に出てきたことです。新しい、ある意味での中間層です。その層では女性も働いている。女性の自立の可能性があり、かつ結婚しても仕事はやめない。そしてお互いに結婚して共同生活をしていくだけけれども、うまくいかないときにはまた別れる。こういうある意味での対等・平等の関係の夫婦の離婚が新しい型の離婚としては一つの特徴になっている。

ただ、先ほどのお話にも出てきておりましたが、中高年層の離婚、あるいは40代、50代になってからの離婚も、率としては上がってきております。

そして私が数年前にフランスの離婚の問題を研究してみたときの印象では、どうも二つのタイプの離婚がありそうですね。つまり、相互に平等・対等な関係でお互いが自立の可能性を持っているという場合には、まさに話し合っただけで対等・平等の関係で後始末もきちんと詰めて別れていく。他方で、特に女性が、自立の可能性が乏しい、できれば別れたいしなかったという場合には、これは日本の離婚裁判と同じパターンになりまして、片方（多くは女性の側）が相手を非難し追及し、それなりの責任を負わせる形で別れる。法廷がある意味では、かつて一緒に暮らしてきた人々の争いの場となってくるわけです。

そういう変化に対して、次に、制度の面がどういう対応をしてきたかという点を簡単にお話いたします。さっきも申しましたように、かつては離婚ができなかったわけです。特にフランスはカトリックの国でありまして、離婚はできなかった。ただフランスの場合おもしろいのは、一方では1789年の大革命がありました。フランス革命期には、本当に自由な離婚制度が一時期つくれます。ですから、離婚について、これは当事者が合意によって結びつく関係なのだから別れるのも自由でいいという思想が一方ではある。しかし他方では、カトリックの離婚に対する非常に強い敵対的な意識がある。それゆえ離婚の問題というのは、フランスでは常に政治問題の一部をなしていたと言ってもいいと思います。

フランスの民法の制定時、つまり1804年にナポレオンがつくった民法典では、離婚制度が非常に限られた範囲で認められました。これはナポレオン自身が離婚を考えていたからだと言われておりまして、事実そのことは間違いではなかったようです。ところが、1814年にナポレオンが敗れて王権が復活しますと、民法典の中の離婚に関する規定が全部削除されます。1816年から1884年までは、フランスには離婚はなかったんです。認められない。では2人がいやになったという場合はどうするかといいますと、余談になってしま

いますが、今流に言えば不倫、昔で言えば姦通という話になってまいります。当時の例えばスタンダール等の小説を読みますと、かなりの上流階級の女性が夫がいるにもかかわらずさまざまな男性関係を持つという構図がいろいろ描かれています。夫に愛情を失っても、離婚によって別れて別の結婚をする可能性がない社会がその背景にある。こういうことをその時代のフランスの小説を読むときには念頭に置いてもらおうと、わかりやすいところがあるかもしれません。

1884年から離婚制度が復活しますが、これは非常に厳格な有責主義です。相手は何らかの過失を起こしたから無責の配偶者から離婚を請求できるという考え方になります。それから、このときを含めて今日までそうなのですが、フランスの場合、またその他ヨーロッパ、アメリカ等の諸国の場合でも、離婚するには最終的には常に裁判所の判決が必要です。日本のような協議離婚の制度は全く存在したことがありません。ですから有責離婚という場合には、当然裁判所に訴えて相手を非難して自分が離婚を勝ち取るという構造になっていたわけです。

こういう制度では、先ほど述べた60年代以降の離婚の増加に対応できないということはすぐわかるかと思います。したがって、そういう実態の変化に合わせる形で、フランスの場合には1975年に全面的な離婚法の改正がなされたわけです。基本的に申しますと、破綻主義の方向に大きく動いたのです。そして離婚の自由の余地を非常に大幅に拡大したということになるかと思います。ただし裁判官による判決は必要です。しかし、判決が最終的には必要となるのですが、この75年の法改正では、事実上日本の協議離婚に近いような制度も導入しています。つまり、夫婦が合意してこういう条件で別れたいと裁判官のところへ持っていくと、裁判官がそれでよろしいという判決を出してくれます。これが今日のフランスにおける一番自由な形での離婚の仕方です。しかし他方で、それ以外のタイプの離婚についてもまた別の裁判手続が当然用意されております。

日本との比較の問題がありますので、新しい制度の内容の特徴を何点かだけ付け加えておきますと、まず夫婦の関係と子どもとの関係をかなりはっきり区別しています。これはフランスだけでなく、ヨーロッパ全体の傾向だろうと思います。

夫婦については、これは対等・平等の関係なのだから合意が成り立つのであれば合意によって別れさせてよろしい。ただし裁判官の最終的な関与はいります。しかもできるだけきれいに別れさせようとする。要するにクリーン・ブレイク。これはイギリスの離婚法から出ている言葉ですが、後くされを残さずにきれいに別れる——「クリーン・ブレイクの原則」——という考え方がこの時期以降の離婚法の一つの柱になります。慰謝料あるいは財産分与等をめぐる問題も、できるだけ離婚時にすべて解決してしまいたい、後くされ

は残さない、そのほうがいいということになります。ですから、夫の妻に対する扶養義務は有責離婚の制度のもとではかなり残っていたのですが、それもだんだん問題とならなくなってくる。

しかし、それに対して、子どもの処置については、これはまた別扱いであるというのが基本的な考え方になります。子どもをどうするかについては非常に手厚い手続上の制度がありますし、子どもを扶養するための夫婦のそれぞれの責任・義務というものも、裁判を通じて、つまり判決を通じて細かく確認されるわけです。そして扶養義務を履行するための、あるいは履行を確保するための強制的な制度も種々設けられてまいります。ですから、我が国の離婚法とはかなり違う考え方で問題が進んできていることはわかるかと思います。

あと特徴的なことだけお話をしますと、今述べた話の裏側で進んできたのが婚姻観それ自体の変化です。離婚が増大するということは、婚姻というものが持つ宗教的な結合としての意味を当然後退させますが、そのみではなくて、一つには婚姻率自体が低下します、日本よりはずっと大幅に低下いたします。そして、その反面で事実婚——事実上結婚して家族と同じように暮らしているにもかかわらず婚姻届を出していない、日本流に言えば同棲ないし内縁になるわけですが、日本の内縁のイメージとは相当違う事実上の婚姻関係ですが——それが非常に増えてまいります。例えば1985年頃のパリ市のデータで申しますと、35歳未満で子どもがあるなしにかかわらずカップルとして暮らしている夫婦の統計を取りますと、その3分の1近くは事実婚であるというデータもあるわけです。スウェーデンではそれがもっと増大しております。

その要因等もいろいろありますが、省略します。事実婚がそういうふうが増大してくるとどうなるかと申しますと、一方では、婚姻という制度は何のためにあるのだという問題が出てきます。つまり、婚姻という制度に乗らない結婚の関係、家族の関係が生まれてくるわけですから。しかし他方でその関係については、今度は法制度がないために、その中身をめぐってのさまざまな議論が出てきます。特に、一たんは一緒に長い間、たとえば10数年暮らしたけれども結局別れるというときに、一応法制度に乗ってれば法に従った手続と法律上の効果が生じます。ところが事実婚の場合は、そこは当事者の合意だけの生活関係でありますから、その後始末をめぐって、例えば財産分与の問題とか、子どもの問題とか、相続の問題とか、いろいろなところで問題が出てくる。その問題に対して今のところ明確な制度的対応をしているのはスウェーデンだけですが、ある意味では第二のタイプの婚姻法といわれるようなものまで立法化しているわけですね。しかしその場合にもやはり、第一のタイプつまり本来のタイプの婚姻と全く同一視はできないという問題が残っておりまして。



こういうふうに婚姻の問題を見てきますと、そこから出てくるのは、結婚という行為、そして家族をつくるという行為の一種の非制度化現象です。ですから、その中身についても当事者が契約を通して自由に合意していけばよいという考え方が出てくる。

ヨーロッパの最近の家族法に関する流れをみますと、個人がどのような家族関係をつくり、その家族関係にどのような効果を持たせていくかというのは、ある意味では、個人の選択するライフスタイルの一種でもある。それに対して、どういうタイプを選んだからといってその人が不利益を受けないようにすることが望ましい。国家法はそういうところに関しては中立的であるべきであるという考え方が次第に説かれるようになっております。ただ、夫婦がそれぞれ独立した男女として行動している限りはそれでよろしいのですが、子どもの問題についてはどうしても問題が残るわけです。それゆえに、むしろこの子どもの問題を起点にしながら、新しく家族の問題とその制度の問題を考え直すという動きも出てきているように思います。

ひるがえって日本の場合をみますと、現状からいえば非常に大きな違いがまだあるかと思えます。婚姻のレベルで見ますと、晩婚化が進行しております。特に女性がなかなか結婚しない。それをも反映して、婚姻率の相対的な低下傾向も見られますが、それよりも晩婚化の直接の影響は出生率の低下としてあらわれていて、政府自身もかなり驚いているという状況になってきている。ただ離婚のほうは、ヨーロッパに比べれば既にお話したように、それほど増えていない。少なくとも統計上では増えていない。他方、事実婚の増大という現象も、ヨーロッパほどではない。事実婚の増大がありますと、直ちに非嫡出子という形での出生率が増大してまいります。ヨーロッパの場合はその率が非常に高くなっておりまして、そのことが嫡出子と非嫡出子の差別の除去という動きとも対応しているのですが、そういう現象も出てこない。他方、この辺は円さんがどうお考えなのかあとで伺えればいいのですが、どうも日本の場合は、晩婚化はしても、結婚するときにはきちんと制度に乗って結婚したい。そして結婚してしまうと、そう簡単には別れようとはしない。うまくいかなければすぐ別れてもいいとは必ずしも考えていない。そういう点で見ると、ヨーロッパでの動きとはまだかなり違うのではないだろうか。

それから離婚の制度に関しては、協議離婚制度の問題をどうしても考えざるをえない。きょう最初のお2人は裁判離婚の場合を中心にお話しになったわけですが、我が国の離婚の9割は協議離婚です。1割弱が調停離婚です。残りの1%が裁判離婚です。これは別の形で言いますと、裁判を通じて別れるケースは100%中の1%で、ある一定の類型のものだけがそこに上がってくる。それをどう処理するかという基準をめぐって、高野先生がお話しになったようないろいろな問題や変化が生じてきているわけです。

それに対して協議離婚のところはある意味では野放しでありまして、特に、離婚後の妻の経済的な地位の問題とか子どもの生活の保障等の問題がほとんど詰められないままで、とにかく別れるというパターンが非常に多くなっている。これは実際上の問題としては大きな問題を残している。

それゆえその協議離婚の部分めぐって、その制度をどうするかという議論が実は最近かなり登場してまいっております。そして、協議離婚の野放しはまずいから何らかの一定のコントロールのシステムを考えようという議論が、一方では出てきている。しかしそれに対しては非常に強い反発もある。このあたりも離婚と結婚をめぐる考え方の違いを反映しているのだらうと思います。

そういう点を含めて、今後、我が国の離婚制度なり結婚制度がどうあるべきか、それが実際にうまく機能するためにどういう事柄が本当はもっとその枠外に必要なのかなどを考える必要があるだろうというのが、レジュメの最後のところです。

しかしこれは、あと時間があれば、また議論の中で話をさせていただくということにいたします。(拍手)

木村 私どもはあまり、ヨーロッパで離婚がどうなっているかということは……。アメリカのほうは、ときどきテレビや新聞などでもある程度知ることができますが。新しい最近の事情を聞かせていただいて、参考になりました。

お二方からは、日本の国内での裁判所の目から見た結婚・離婚観と、ヨーロッパの特に最近法律が大幅に改正されていっている状況などを、主として裁判という制度的な面に焦点を当ててお話をいただけたのではないかと思います。

円さんが実際に経験しておられるのは、先ほど原田さんのお話の中にあった90%の協議離婚の部分が圧倒的だらうと思います。この部分は私どももあまりよくわかっていないという面があります。その側面からお2人の話を引き取っていただけてご発言をお願いしたいと思います。

円 円です。最後というのはいやですね。ずっとドキドキして待つてなきゃいけなくて。

私は、さっき木村さんが話してくださいましたが、「ニコニコ離婚講座」というのを13年間やっております。「ニコニコ」なんていう名前がついているものですから離婚を勧める講座のように思われていますが、別にそういうおせっかいはしておりません。「離婚を考えるのは怖いから、離婚のことじゃないですがよろしいですか」と言って相談なさる方もいます。もちろん夫婦の問題で悩んでいる方は、どなたがいらしてもいいわけです。そういう中で、今まで7,000人以上の方にお会いしてきました。また、ボランティアで「離

婚110番」という電話相談もやっておりますし、離婚した女性たちのネットワークを主宰し、会報を出しています。全国に1,200～1,300人の購読者がいて、子どもを父親と会わせたほうがいいのかどうかとか、離婚が学校生活や家庭生活、精神的に子どもにどんな影響を及ぼすのか、それへの配慮はということはこのネットワークを中心に調査をしたり、いろんなことを今までやってきました。そういう中から見えてきた今の結婚観を、今までの3人の方のお話を聞きながら、レジュメよりももう少し短くまとめなきゃいけないなと思っています。

例えば、一言で今の結婚をまとめると、「捨てる女」「しがみつく男」という構図になるんじゃないかなと思うんですね。どうしてそういうふうになるかといいますと、皆さんはまだ学生さんで、これからあと何年かしたら結婚しようとか、例えば今好きな人がいて同棲しようかなと思っている人もいるかもしれませんが、一体どんな共同生活になるかお考えになったことがあるでしょうか。

例えば、今、働く女性が増えています。共働き世帯も大変増えています。共働きの妻を持つ夫と専業主婦の妻を持つ夫と、一体どちらが1日の家事時間が多いか。それはたぶん共働きの妻を持つ夫だろうと、そのくらいはおわかりになりますね。では夫の1日の平均家事時間、どのくらいだと思われませんか。

一番前のあなた、ちょっと言ってみてください。（「半分くらい」）

半分というのは、専業主婦の妻を持つ夫の半分ということですか。1日に何分くらい。（「1時間はないと思う」）

1時間はない。でも40分か50分くらいはしてくれるかなという感じね。あなたはどう思いますか。（「僕は1人暮らしなんで……」）

結婚したら、お勤めをしていたら。（「1時間くらい」）

1時間くらいはやるかなという感じですか。

ああ、素晴らしいですね。

今、日本の夫の平均家事時間、共働きの場合、9分。専業主婦の場合、8分。たった1分しか変わらないのですね。それが今の現状です。

それから、よく別姓のことも話題になっていますが、それはどちらの姓を名乗ってもいいんですが、今ほとんどが夫の姓を名乗りますし、妻のほうの姓にするには抵抗を感じる男の人は非常に多いですね。

それから、例えば妻が結婚して子どもが生まれて、今、育児休暇は男性が取ってもいいというふうにはなっていますが、男性が育児休暇を取る比率は本当に少ないですね。それから残業を拒否して帰る人間、長期休暇を取る人間に対して大変抵抗を感じるというのが

サラリーマンのアンケートで出ているような、そういう世の中ですから、共働きをしたら、ほとんどの場合、家事、育児、近所のつき合い、冠婚葬祭、夫の健康管理、すべて妻の役になってしまうというのが今の日本なんですね。

では大変だからやっぱり収入の多い人と結婚して私は専業主婦になろうかしらというケースもあるでしょうけれども、そうすると今度は主婦症候群という、周りからの主婦に対する期待の大きさに耐えかねて病気になって、私のところに相談に来る。うちは離婚相談だけじゃなくて、さまざまな女の人の生き方からくる問題、悩みを全部受け取っているわけです。

では、働いていても専業主婦でもなぜ問題が出てくるかといいますと、例えば皆さんは今20歳だとしますね。大体その前後だと思いますが。そうすると、平均寿命まで女の人はあと62年生きる。男性はあと56年生きる。四捨五入すると、男性が76歳、女性が82歳という平均寿命です。およそ26で女の人は結婚しますが、25とします。男の人は、2歳年上の夫婦が今日本では一番多いのですが、27で結婚すると、平均寿命まで2人がちょうど生きたとしたら、50年近い結婚生活があるんです。今、出生率（1人の女性が生む子どもの数）が1.53でしょう。1組の夫婦が生む子どもの数も2人をとくに切っているんですね。そしてほとんどの女性が「30までに生みたいわ」なんて言っていますから、そうすると、あっという間に子育ては終わるんです。47歳で末っ子が高校を卒業するのが平均的パターンになるのですね。そうすると、夫婦2人っきりになってしまうんですね、その時期から。お父さんとお母さんが2人っきりで家で待っているというおうちは皆さんの場合も多いんじゃないですか。私は全国津々浦々講演に行きまして、都心でしたら通勤時間と残業でほとんど夫は外にいて夕飯を一緒に食べるというご夫婦は少ないけれども、地方だと週に5回か4回は夕飯をご夫婦2人で一緒に食べますという方が圧倒的に多い。「どんな話をなさいますか」と聞くと、「シーンとしています」「テレビだけが話しています」。そうすると、今はもう「子はかすがい」の時代じゃなくて、「テレビがかすがい」という時代なんですね。テレビがないと何の話題もないというようになってくる。

NHKの調査で、夫婦の話題のトップは、今も子どものことです。次がテレビとか社会的な問題、ニュースです。それから買物のこととなっています。子どもが小さいときはかわいいけれども、だんだん皆さんみたいになってくると、親にとっては憎らしい、なんでこんな子を生んじったのかしらと思うようなことばかり言うわけでしょう。小さいときは子どものことを話題にすれば夫婦和気あいあいになるけれども、だんだん、「あなたがもっとちゃんと見てくれなかったからよ」とか「あなたがちっとも家にいなかった」と言えば、夫のほうは「おまえに教育は全部任せたのに失敗した」というふうになって、喧

嘩の種になってしまう。そういう時期を経てから、2人だけの夫婦の時代が長いのは大変です。

こういう人がいました。例えば夫に「なんておまえは掃除が下手だ」と若いときは言われていた。だんだんその夫もまるくなってきて、今度妻がせっせせと部屋の中を磨いてきれいにして、肩がこった腰が痛いのだと言い出すと、「ほこりじゃ人は死なないんだから適当に手を抜けばいいじゃないか」と言い始めた。子どもたちが外に出てしまって、手料理をつくっても誰も食べてくれる人はいない。家の中をピカピカ磨いたって「そんなほこりじゃ死なない」と言われるようになる。そうすると、子どもの世話と家の中をきれいに居心地よくすること、それが生きがだったお母さん、女の人にしてみたら、今までせっせと家族のためにと良妻賢母できたことが生きがだったのに、急に何もなくなってしまふのですね。その頃、空の巣症候群（エンプティ・ネスト・シンドローム）と外国でもずいぶん問題になりましたが、日本でもそういう相談はたくさんありました。今ももちろんあります。

女の方は、ただひたすらやさしい夫とかわいい子どもたちと家の中で楽しくお料理をつくっていれば一生幸せ、そうしたいと思っている人でも、できないというライフサイクルが今目の前にあることに気がついた。だから子育ての間も仕事を続けていきたいと思うし、家族も大事だけれども社会的ネットワークもしっかり持っていたい、社会性を身につけて、アイデンティティを妻や主婦や母親だけに持ちたくない、それも持ちたいけれども別の自分のアイデンティティも持っていたいと、ほとんどの人が思うようになるのですね。ところが、さっき言いましたような状況で、夫は全然手伝ってくれないし、何か言えば「稼いでいるのはおれじゃないか」みたいな顔をされてしまうと、一体この結婚は私にとって何なのかというところで、今、結婚というのは、女の人にとって女を守るものではなくて、逆に足かせのようになってしまっている。そこで高野先生がおっしゃったような信義や誠実さが夫から感じられればもちろん離婚なんて考えないで、「女って損だな」と思いながら、それでもほとんどの人がやっているんですが、そして何とか夫との力関係を変えて少しずつ風通しのいい環境をつくりたいと思うのですが、例えばそこで浮気が起きたり、嫁姑問題があってもちっとも夫が味方してくれなかったり、また味方はしてくれなくてもいいけれども自分の話を聞いてくれなかったりなんていうことがありますと、だんだん離婚を考え始める。

ところが、離婚講座でずっとアンケートを取っているのですが、この13年間、残念ながら13年も経っても女の方の状況はちっとも変わっていない。離婚を考えても、それから夫から離婚を言われてもできないその障害の第1位は、生活力がないということなんで

すね。

たまたま離婚女性のネットワークであるハンド・イン・ハンドの会で合宿をやったときに、本当に偶然なのですが、東京海上という会社に高校を卒業してからずっと結婚しても出産しても勤め続けた女性と、そこをやめて夫の転勤で大阪に行き、そこでいろんな問題が起きて離婚して実家に帰ってきて、かつて勤めていた上司に頼んで東京海上でパートで勤めた女性が、ちょうど隣り合わせで座ったんです。本当に偶然だったのですが。高校を卒業してずっと勤め続けた女性は、そのとき30歳でしたが、あそこは大変収入がいいところらしいんですね、700万の年収があったんです。ところが同じ年の一たんやめて同じ会社にパートに入った人は、100万だったんです。同じように子どもを連れて離婚していました。1度仕事をやめた女性は、食べられないから実家に帰ったまま、そこから出たいと言いながら、そこで子どもと世話になっていました。もちろん彼女は離婚してすぐでしたから、それからしばらくして、東京海上には正社員で入れなくて、別のところに就職して、今300何万かの収入を得ています。

とにかく離婚した女性たちが言うことは、なぜ仕事をやめてしまったんだろう、本当に私はバカだったということなんですね。もちろん離婚をしていない人もそう言います。生活力がない。女性の就業状況がよくなったといったって、ほとんどの場合、一家を支えられるだけの収入は取れません。初任給だけがほとんど同等ですが、今、全国で日本の男性の収入を100としますと、女性の収入は62しかありません。そういう状況ですから、離婚はできないということになる。そして、いま学費が最もかかる世代は離婚はほとんどしないで、でも苦しいから、ペンディングしているだけなんです、「心が苦しい」と言って私のところに相談に来ます。

それから、小さい子どもがいるほうがずっと離婚しやすいです。住居も1部屋でも平気ですし、そんなにお金はかかりませんし。

そうすると、夫から慰謝料とか財産分与をもらえば何とかなるかなという、またこれは税金とかいろんなネックがあって、働いてない女の人の場合、いま日本は個人を中心にしてものを考えるところではないですから、世帯で考えますから、税金も、夫が働いていて妻がパートで収入にこんなに格差があれば、2分の1ずつの共有で家を買ったら贈与税がかかりますから、やっぱり夫の名前にしておこうと。どうせおれの物はおまえの物、おまえの物はおれの物じゃないかという感じで、「まあそうね」と仲のいいときはそういうふうにしてしまう。ところがまたそれがネックになっておりまして、離婚するときは、民法768条などというのがありますが、2人で築いた財産は2人で分割すべきであるというふうにはなっていないのですね。

今、9割の協議離婚者の半数は、妻は夫から一銭も慰謝料も財産分与も受けていません。ゼロで別れています。そして未成年の子どもいる件数が7割以上ですが、そのうちの7割は妻が引き取っているにもかかわらず、子どもの養育費もせいぜい2割の父親しか払っていません。8割の父親は払っていないにもかかわらず、強制力も何も罰金制度もないです。せいぜい再就職して10万そこそこのお金で、一銭ももらわず、またはもらった人でも200万～300万のはした金で別れて、アパートの敷金と礼金と当座の生活道具で消えてしまうようなお金でスタートして、子ども2人を育てている。これが今の日本の状況です。ですから、離婚できず家庭内離婚のような状況になっていく。

ただ、確かに法律もまだまだ女性には有利ではなくて、離婚制度そのものももう少し子どものためにもきちんと変えていきたいとは思いますが、そういう状況にもかかわらず、私はやっぱり女性が強くなっているのかなと思うのは、制度は不利なんですけど、この13年間、おもしろいことに、生活力のなさ、そして子どもが心配、住居がない、この三大障害はずっと変わらないけれども、ジワジワと増え続けているのが、実は夫が離婚に同意してくれないということなんです。これは少しずつ年々増えてきているんです。

大学4年出て、もとは学校の教師をしていた人が、38で別れて、年齢制限があるから教師に再就職はできなかった。ある企業の研究所に勤めて、フルタイムで9時～5時、土日は休みですが、収入は10万なんです。ピタッと決められていて、それ以上取れない。10万で小学校の子どもと2人でアパートを借りて住めないからといって、彼女は、土日は箱根のある会社の社員の保養所に行っています。仲居さんをやり、布団を敷いてお客様の世話をするというのを、土日は子ども連れで行っています。

そうやっても、女の人は身を粉にして働いたって平気だというんです。子どもも、もともと日本の家族は父親がほとんど外にいて子育てにかかわっていませんから、本当の意味の母子家庭ではないのですが、有夫の母子家庭で、そうしますと、もともと子どもはお父さんがいなくても大丈夫だから、「お母さん、そんなにいやだったら別れていいよ」と味方になってくれているから、子どものこともネックにはならない。住居も、最初はお風呂のないところでも我慢するということまでやってきて、何が一番困っているか。とにかく夫が泣いてすがって「別れないでくれ」と言うんだそうです。今、それがジワジワジワジワ増えてきているのです。

そういうところを見ていると、女の人は浮気されても、この頃はおもしろいです。有責主義の判例があった頃は、あれが破綻主義に変わるというようなことが新聞にいろいろ出たときは、私のところにはいっぱい電話がかかってきました。「円さん、ああいうのは破綻主義になったら困る。私は夫が出てからもう十何年、本当に一銭もお金をもらわずに

苦労して子どもを育ててきて、それなのに浮気をしてノウノウと暮らしている男が離婚できるなんて、とんでもないから反対してください」と、そういう電話がたくさん来ました。ところが今は、「浮気で悩んでいます。どうしていいかわからない。本当にくやしいとは思いますが、でもやっぱり私はあの人が好きなんです」と言って泣く方が多いけれども、その人が泣きながらこう言うんです。「円さん、私はこんなふうに泣いているとすごく暗い生活を送っていると思われるでしょう。確かにすごく暗い気持ちになるときもあるんですが、ただジメジメ暗いというわけじゃないんです」と自分から言い出すのですね。「実は勤めていて、だいたい前からアメリカの支社に出張しないか（出張といっても2年とか3年なんです）という打診が上司から来ている。何度も夫にそのことを言ったけど、夫は『とんでもない。君1人でそんなところに行くなんて、僕はいやだ』と言っていた。もしかしたら、今とても浮気で辛いし彼を失いたくないとは思っているけれども、離婚しちゃったほうが私のキャリアは積めるかもしれないなという気はするんです」というふうに、だんだんそういう女性も増えてきた。

そうすると、いろんなところで結婚にしがみついていないのは女性のほうで、結婚になぜ男の人がしがみついているのか。これはやはり便宜上と体面が多いんじゃないかなと。さっき「1人暮らしをしているから、僕は自分で大体何でもするから、結婚してもたぶんできると思う」と。そういう男性が増えてくれば結婚にしがみつくといいことはないでしょうけれども、今現実に結婚している人たちは、最初そういうことができた人でも、結局、企業の歯車の一つとして企業の中に組み込まれてしまうと、何もできなくなってしまう。

例えば私はここに出てきて、「きょうはこの後お食事を」とさっき江藤先生に誘われて、ああとても残念だなと思ったんです。あと二つ実はいろいろ会合やらあるんですね。もし何もこの後の予定がなくても、私は今9歳の娘がいますので、急に言われた場合、やっぱりお断りせざるをえない。それはベビーシッターを用意してなかったり、夕飯の用意もしなければ、まだ9歳だと「1人でやっておきなさい」というわけにはいかないんですね。かなり待てるようにはなりましたけれども。そうすると女の人というのは、いつも、あっぱーッと今遊びたいな、ああ調子がいい、みんなと楽しい、だから二次会に行きたいなと思っても、夫がいて子どもがいたら、何もかも放っていくというわけにはいかない。常に事前に準備をしておかなきゃいけないという生活をしているわけですね。

ところが男の人は、残業だ、つきあいだといって、それを断れば、「あいつはつき合いの悪い男だ」とか、「あんなんじゃ出世できないぞ」と言われてしまうと、どうせ家に妻がいるんだからやっておいてくれるだろうと慣れていって、結局60歳くらいになったときには何もできなくなってしまう。人というのは恐ろしいんですね。やってもらおう居



心地の良さに慣れてしまうと、その既得権を失いたくない。

子どもも同じです。狭い家の中でお父さん部屋もお母さん部屋もないのに、自分たちだけは働いて稼いでもいないのにしっかり子ども部屋をもらって何もかも買ってもらってやってきていると、母親が「別れたい」と言うと、小学校の頃、それかもっと小さいときは、さっき言ったように「お母さんがそれでいいなら僕たちはいいよ」と言ってくれるのが、中学くらいになると絶対そうは言わなくなるんですね。「どうするんだよ。高校に行けなくなるじゃないか」「狭い家なんかおれは住みたくないよ」と、必ず子どもたちも既得権を失うのがいやだから主張します。

そうすると、もう40代は離婚できないのです。そういう子どもたちに遮られて、また教育費がかかるから。ですから今、団塊の世代という最も人数の多い世代が、子どものために、教育費のために離婚を控えています。で、どうなるか。大学を出た頃に離婚をするという、50代、60代の離婚が10年前に比べて倍増しています。団塊の世代が50代に入ったらきっとものすごく多くなると思うんですね、50代の離婚が。今、そういうことを思うのですけれども。

では、本当に女たちは結婚にしがみつかなくなって強くなっているかということ、またそれが違うんですね。私は、家庭内離婚とかそういうことだけじゃなくて、破綻主義というのをもっと徹底させて、2年ないし3年別居したら、どちらかが「絶対に離婚したくない」と言っているでも離婚できるという法律にしっかりしてしまったほうがいいんじゃないかと。もちろんこれは、財産分与や、年齢制限があるような女性の就業状況、平均賃金の差、こういうものをしっかり変えてからという条件がありますが。

どうしてそれがいいかといいますと、食べられないからといってしがみついてしまう女性もまだまだ多いし、そのせいで逆に、しがみついているわけじゃないけれども、あの人は稼いでくれるだけでいい、子育ても一緒にしないんだから、私は今離婚したら子どもを学校に行かせられないから、稼ぎ手としては必要だから離婚はしないでおきましょうといて、「亭主丈夫で留守がいい」でせっせと稼がせて過労死させてしまうという、そういう依存の関係がしっかりあるわけですね。

悪妻だったら絶対に過労死しませんよ。ちゃんごみも出さない、子育てもしない、何もしなさいと言われていて、ちゃんと5時に終わって早く帰らなきゃいけませんし。

私も実は、原稿を書いている夜の11時頃にご飯を食べて、次の日何もなければ朝ゆっくり起きてというような自由な生活がかつてやっていたわけです。新聞記者でしたから。仕事さえちゃんとやれば9時～5時という生活はいやだというタイプでずっと新聞記者をやり、フリーのジャーナリストをやってきました。ところが、そういうのは体を大変壊

します。若いときはいいけれども。35で子どもを生みました。そうしましたら、子どもというのはこちらのペースでできる相手じゃないんですね。必ずお腹がすけば泣きますし、おむつを替えてほしければ泣きます。そうすると、あと1行で原稿が終わるときでも飛んでいかなければいけない。規則正しい生活をしなきゃやっていけなくなるから、朝のモーニングショーなんかいくらお誘いがあっても、そのほうがテレビで知名度が上がって本が売れるかなというちょっと欲もありますけれども、やはり朝は子どもとご飯を食べて保育園に送っていかなくちゃいけないとか、学校に送っていかなくちゃいけないなんて思うと、とって規則正しいちゃんとした生活になるのですね。私は、自分が過労死しないための歯止めが子どもだと思っています。

それを妻が引き止めないで、私が全部やるからやってください、どうぞ後顧の憂いなく働いてくださいという良妻賢母は、たぶん、過労死する夫、濡れ落葉の夫をつくり出しているんじゃないかと私は思うんですね。そういうところで逆に結婚にしがみついている女性もたくさんいるわけです。

例えば、結婚というのは永久就職ではなくて、愛情がなくなったらいつでも別れなさいいけないものだもしなっていたら、結婚するときにもしっかり考えるでしょうし、女性も仕事をやめないでしょうし、そしてまた過労死させてしまうような夫をつくらないで済むでしょうし、もっといい夫婦の関係ができると思うのですね。それこそ便宜でもなく、安定のためでもなく、もっとお互いが切磋琢磨して、そして誠実とか信義とか、高野先生がおっしゃったように、そういったことをいつも念頭に置きながらお互いを高め合うような関係、お互いに支え合い、努力し合い、苦しいときも助け合えるような、そんな関係が逆につくれるんじゃないかなと。今、たぶんそういう時代に来ている。家族の機能が、経済的なものでも、宗教的なものでも、教育でも、いろんなものがすべて外で代替可能になってきたら、お互いが情緒的に精神的に支え合うその機能しか残されていない。としたら、破綻主義こそ本当にいい関係の男女ができるのではないか。そうすると、女の人も、そこでは「年収があって学歴が高く背の高い男の人がいいわ」なんていうことはたぶん言わなくなるでしょう。でもあれは、私は、打算的ではなくて、今の結婚がおいしくないということがたぶん結婚していない女性たちにもわかっているから、ああいう条件を出すんじゃないかと思うんですね。そういうふうになってきて、もう少し子どもの尻もたたかなくなるんじゃないか。そうすると、夫婦の関係だけじゃなくて親子関係もとてもいい関係になっていくかなという気がしております。

これで終わりです。(拍手)

木村 会場の諸君も、ほかのパネリストも、大変身につまされて聞いていたという気

がします。ちなみに、隣の高野さんは家事労働時間1分もないと。私もほとんどそれに近いです。いわば女性の経済的自立と同時に男性の家庭内での自立も並行して進んでいかないといい結婚もできないし、またいい離婚もできないということなんじゃないだろうかと思いつつ、円さんの話を聞かせていただきました。

それぞれパネリストの先生のお話が少しずつ延長しました。本当はもう1ラウンドくらいやりたかったのですが、時間の関係で少し無理かなと思っています。

最後に小野先生にまとめていただくのですが、その前に、せっかくですから会場から1人でも2人でも、今までのパネリストの方々のお話に関連して、自分はこういう意見を持っているとか、あるいはこういうところはわかりにくかったとか、あるいはこの点を聞いておきたいとかいう点で、少し参加してもらえませんか。

〇〇 離婚するにあたって一つ大きな問題になってくるのが子どもの問題だと思うんですが。さっき原田先生が、ヨーロッパのほうで若い年齢での離婚が増えてきたということと、未成熟子がいる場合でも離婚する場合がだんだん増えてきているということをおっしゃっていましたが、日本の場合は、僕は民法ゼミでそこら辺を少し勉強していますが、未成熟子がいるとなかなか離婚ができないという状態にあると思うんです。そういう小さい子どもがいた場合、どちらが親権者となるかということと、その後の子どもの扶養料などということ、夫婦の間だけでは決められないような、当然未成熟子はそういう話し合いは全然できないという状態にありますが、その点どのように解決していったらよいと思いますかということをお原田先生に伺いたいのですが。

木村 それは簡単に言うと、未成熟子がいる場合については、本来は離婚したほうがいい、あるいはいい離婚ができそうだという場合であってもなかなかできないという問題を、高野先生がおっしゃったことと言えば、どういうふうに自然に合うようにしていったらいいかということですか。

〇〇 はい。

×× 円先生に伺いたいんですけど、破綻主義についても一度説明していただきたいんですが。

木村 破綻主義という言葉の概念ですか。

×× 制度というか、そういう概念。

木村 それは円さんよりも高野さんに説明していただいたほうがいいんじゃないかしら。

×× どちらでも結構です。

△△ 面接交渉権、親が子と面接する権利ですけど、この範囲について知りたいんで

すけれども。おじいさん、おばあさんが孫に会いたいために面接交渉権という権利が与えられるのか、交渉権の範囲を。

**木村** 自分の孫に会いたいという希望もよくありますよね。そういう意味で面接交渉権はどこまで及ぶのか、どの人まで持てるのかということですね。未成熟子のいる離婚の条件をどう整えるか、これは法律からちょっと離れる問題もあるでしょう。面接交渉権の問題と破綻婚の概念の問題は法律上の問題ですから、高野さんから話しいただけますか。

**高野** 破綻主義のどういうところが聞きたいんでしょうか。当然、講義かゼミでは聞いていると思うんですがね。

×× 破綻主義の利点とか欠点。

**高野** それは有責主義との対比において言われることで、必ず事柄は相対的ですから。有責主義の場合は、先ほども出ましたように、ひとたび責任をつくっちゃった者は、どんなに婚姻関係が壊れていても離婚ができない。極端な場合には、妻が意地と憎悪だけで「別れないぞ」と頑張っているときにも、裁判所は、それは離婚させられないという判決を下すよりしようがないわけですね。それでもいいという人もありますし、あんまりそういう状態が長く続いているならば不自然ではないか、おかしいではないか、もっと言えば、かえってそういう夫婦関係に縛りつけておくほうが倫理に反する、不道德だという考え方も出てくるわけですから、有責主義というものを余りにも強く打ち出すとやっぱりまずいですね。往々法廷に偽証が出されたり、法廷がお互いを中傷する修羅場になったりしますね。

これに対して、婚姻関係が壊れているかどうか、回復不可能なのかどうかということ直視して、不可能ならばそれに合った解決の仕方として、有責性を考慮しないで離婚を認めるというのが破綻主義といわれているものです。そのほうが、婚姻の理念や婚姻当事者の再生にも役立つというわけです。利点とすればそのようなことかもしれないですね。ただ、その場合に、必ず利点があれば欠点があるわけで、破綻主義の一つの欠点は、本当にこの夫婦が壊れているのか壊れていないのかというのは誰が判断するのか。最終的には裁判官でしょうが、裁判官はみんな、そんな心理学とか教育学とか精神医学とかそういうものの専門家ではありませんから、もしかして、ひょっとしてまた元へ戻るかもしれませんね。それを破綻だと言ってしまうのには問題がありはしないかということ。つまり、客観的には、破綻だということを判断する合理的な科学的な基準、目安がまだ確立されていないんじゃないかということからくる危っかしさですね。もっと言えば、破綻の有無は、結局は裁判官の主観とか裁量に任せられてしまう。ところが、離婚というのは本来市民の

権利ではないかと。その市民の権利というものが裁判官の裁量でもって何となくモヤモヤとさせられてしまうのはおかしいという反論が破綻主義に対して出てくるわけです。

そこで円先生も先ほどもおっしゃいましたように、2年なら2年、3年なら3年という別居期間があればもうそれは破綻とみなして離婚の理由にしたらいじゃないかという考え方が出てきて、今そういう方向へどちらかといえば進みつつある。しかし、にもかかわらず最近、破綻主義をそういうふう貫徹すると、別れさせられた者が苛酷な状況に追いやられるという現実が出てきているものですから、破綻主義をもう一度見直そうという動きが欧米でもあらわれてきているようです。なお、面接交渉の問題は、それが親の権利だとすると、親権も監護権ももたないおじいさん、おばあさんは無理でしょうが、子の権利だという考え方をとれば可能ということもできましょう。いろいろな場合がありますから、一概には言えません。

木村 これに関連しては、円さんが先ほど破綻主義のほうがいいとおっしゃったので、フェミニストの立場からちょっと大胆過ぎる発言ではないかという意味も含まれているかもしれませんが、ちょっと補足していただきましょうか。

円 まず、破綻しているかどうか、離婚したほうがいいのかどうかは法律で決めないほうが私はいいと思っていますので、協議離婚に賛成なんですね。その協議離婚も、これは有責か破綻か、何年で破綻しているか、裁判官の裁量で決めることではなくて、例えば3年とかそういうものを決めてしまって、破綻主義というのが離婚の形態だとなってしまうと、最初から女性ももっとしっかり自立をして結婚の意味を考えて生きるのではないかと、そういう意味です。今の協議離婚は、権力の介入しない大変理想的な離婚形態ですから。本来は、男の人と女の人が同等の権利を持って同じような収入を持って生きていけば、協議離婚というのは大変理想的な形態の離婚だと思うんですね。だけれどもそうじゃありませんから、やはり泣き寝入りしているような状況の人が多くて、本当の意味で両者が合意して話し合いがなされて離婚しているとは限らないから、「ニコニコ離婚講座」なんていうのが十何年も続かなければいけないのですけれども。ですから破綻主義も、さっき私が言ったのは理想形であって、その前にさまざまな条件整備がされてなければ無理だとは思っています。

木村 結局は、先ほど原田さんがおっしゃった対等・平等型の離婚といいですか、ヨーロッパでも2種類の離婚があるとおっしゃったけど、対等・平等型の離婚ができれば一番いいわけで、そのための条件がいろいろ必要なんだということでしょうね。

先ほど円さんの話に、未成熟子がいる場合に、子どもが大きくなるまではともかく我慢している。子どもが大きくなったら女性が離婚するチャンスが回ってくるだけけれども、

女性のほうが出ていくと既得権がなくなってしまうというか、実際には生活できないではないかという不安。あるいは1人で生活できなくなっているということで、そういう中でむしろ結婚に逆にしがみついていくといえますか、子どもの成長というものを一つの境にして二つの綱引きみたいなのがあるという話がありました。その関連で、未成熟子のいる離婚がいい離婚になるための条件をどうしたらいいか、先ほど円さんの話の中にもあったと思いますが、原田さんのほうでヨーロッパの状況を踏まえて少し補足していただければと思います。

**原田** ヨーロッパの場合は、どの国もかつては有責主義を取っていたところから破綻主義に移ります。破綻の認定の仕方としては、円さんのお話にもあったような一定の期間の別居があれば、相手がいやな場合でも離婚できるという部分を認めます。ただし、高野先生のお話にもあったように、しかし、相手にとって苛酷な場合には裁判官は離婚を許可しないという場合を残すのが一般的です。それから、相手が絶対にいやであっても一定の別居期間があれば一方的に離婚できるというのを認める場合には、もし相手にとってそのことがもたらす非常に不都合な状況があれば、それを補填する負担を離婚請求者に負わせるというのが現在の到達点ですね。ですから、一方が絶対いやなのに、例えば5年なら5年別居しておいてあとは一方的に離婚できるということを全くフリーに認めてしまうところまでは、ヨーロッパのどの国もいっていないと思います。

それから子どもの問題ですが、離婚制度を緩めて破綻主義に近づけて、別れるという当事者の合意があればそれでよろしいというふうにやっていく場合の一番大きなネックが、未成熟子がいる場合の問題です。アメリカも含めて多くの国の離婚制度（日本のような協議離婚はないわけですから、それを常に頭に置いてください）では、夫婦が別れたいという場合には、最終的には判決がいるわけです。その判決を出す場合に、未成熟子がいなくて夫婦2人だけであれば、その合意があればもうよろしい、勝手にやってよろしいとすぐ判決を出すというところまでだんだん近づいている。しかし子どもがいる場合には、子どもの手当ての問題が残るわけです。どちらが引き取るかにかかわらず、子どもがよりよい条件で、しかも生活を保障されて育つようにという問題は残りますので、その子どもの手当てをどうするのかということをそれなりに決めてでないと離婚判決を出さないと、こういうことになるわけです。

例えばフランスの場合で申しますと、まず親権は、現在では、別れようが別れまいが共同親権です。夫婦のそれぞれが親ですから別れても親権を持ちます。ただし、どちらが実際に引き取って育てるかは、日本で言えば監護の問題ですが、大体どちらか（多くは母）に決めるわけです。そして、父母それぞれの収入に応じてそれぞれがどれだけの扶養義務

を子どもが何歳に達するまで負担するということを判決で確認する。そういう判決の確認がありますから、もし履行しなければ強制的に取り立てるという手続が次に用意されていくわけです。また、たとえば夫が払わないという場合には、直接社会保障制度上の問題として国家のほうからの未成熟子を抱えた母親に対する援助の措置も用意されており、その内容は、我が国の児童扶養手当制度よりは充実していると言えるかと思います。もちろん、その場合にもそれで夫の扶養義務が免除されるわけではありません。いずれにせよ、今日のヨーロッパの離婚制度では、一番の関心が離婚の後に残される子どもの問題に置かれている。そういうことになろうかと思います。

円 私のところでは、離婚後の面接交渉権をどのくらい実施しているか、養育費が何年経ったら何%くらいなくなっているか、そういった追跡調査をずっとしてきましたが、3割以上が面接交渉をやっています。

そういうのもちょっとお話をしたかったんですが、現実には離婚した人たちが協議離婚の制度についてどう思っているか。今、ヨーロッパのほうで、例えば未成熟子がいる場合に、その子どもたちにとって離婚をしていいものかどうかというときに、判決でそれが判断されるということがありました。現実には日本では、離婚した女性たちは、確かに養育費も少ないし、経済的にも不利になっているし、さまざまな今の協議離婚の制度には不備を感じてはいるんです。本当に離婚するまでが大変だったというところで。ただ、つい最近、東京大学の利谷先生と一緒に私たちのところで協議離婚についてのアンケートを取りましたところ、いろいろアンケートの書き込みなどを見ておきますと、未成熟子がいるからといって離婚を裁判所や法律に委ねて決めてもらうことは絶対にしたくないという意見のほうが多いのですね。それは私もそうだと思います。現実には私も離婚しておりますけれども。調停に行くのもいやだという人が圧倒的に多いですから、一々養育費がどうのこうのというチェック機関が入るとしたら、離婚はほとんどなくなってしまうんじゃないかという気がします。これはかなり極論かもしれませんが。個人の愛情や関係性について、私はそういうものは入り込むべきではないと思っています。そういうことよりは、相談のカウンセリング機能、そこで離婚後も親であることには変わりはないのだから共同監護として面接交渉を実施する、それは養育費の問題だけではなくて精神的にも子どもを支え合う、そういうものをしっかりやっていけば、別の問題として子どもの配慮は必要だけれども、離婚すべきかどうかということは夫婦が決めることではないか。それは未成熟子がいるいないにかかわらないのではないかと私は考えています。

原田 ヨーロッパの場合には、離婚は、夫婦の間での自由化の方向は認めていく。ただし最後の一線の制限は残しているわけです。したがって完全に自由ではない。一定の負

担を必ず伴う。子どもがいる場合は、その子どもをどう育てていくかということについて、できることなら夫婦で合意しなさいという負担です。合意した内容が妥当だということを確認する意味も含めて、その点を判決で同時に決めるわけです。離婚してよいということと同時にその中身を決めていく。日本の場合には、必ずしもそうなっていないですね。

ヨーロッパではかつて離婚というものは例外的にしか認められないものだった。つまり宗教上は不可能ですね。それを近代国家に入って認めるようになる。しかし例外である。有責主義の場合は、責任のある夫なり妻に対して他方が別れたいという非難の制度であったわけです。離婚は有責者に対する例外的な制裁として認められた。それに対して現在の破綻主義を進めていきますと、いわば離婚というのは破綻した夫婦に対する救済措置である。もう結びつけておく必要はないのだから自由に別れさせてあげましょうと。ただ、そこに彼らがつくり出した子どもがいて、その子どもの生育に関しては社会は無関心ではいられないとした場合、その子どもに対して別れた親たちはどういう責任を持つのか。そのところは国家として一定の関与をいたしますよと、こういう構造になっているわけです。日本の場合には、そのところが建前としては「夫婦の自由な協議で決めてください」となっているわけですが、実際に決められていないのが問題になる。もし日本の協議離婚を含めた離婚率が仮にフランスあるいはドイツ並み、さらには今の2倍か3倍に上がってくれば、おそらくそのあたりのことがもっと大きな社会問題になるでしょう。

なお、もう1点、円さんの話の中で今日の離婚は、「捨てる女」「しがみつく男」という構図であるというお話がありました。そういう部分もおそらくあるだろうと思いますが、私はまだそうではない部分もかなり多いのではないかと考えています。そうではない部分もあると円さんもおっしゃっていましたが。報告では話そうと思って時間がないので省略したのですけれども、我が国では協議離婚制度の持つ一つのマイナス面をチェックするために、早くから離婚届の不受理申立制度というものがつくられております。戦前であれば一方的な追い出し離婚も事実上強制できたわけですが、戦後はさすがにそれができない。しかし追い出し離婚をしたいという場合に、離婚届を夫なり妻なりの側が勝手に出しちゃうんですね。妻としては、あるいは夫としては別れたくないんだけど、いつの間か離婚届が出されてしまう恐れがある。実際にあるわけです。そのために、1952年から始まって、何度か制度の改正がありますが、そういう制度が設けられている。

そして、その申立て件数はだんだん増えております。そのうち、離婚関係でない部分もありますが、離婚の部分を含めて大ざっぱなところで、1985年ですと2万数千件の不受理申立の届出があるわけです。その申立者は7割以上が女性です。それはどういうことかということ、女性の側から、夫からひょっとしたら離婚届が出されるかもしれない、しかし



私は離婚する意思がないのでそういう届けが出ても受理しないでおいてくださいという届出なんですね。ここにあらわれているのは、極端に言いますと、何とか別れて自由になって場合によっては別の人と一緒になりたいという夫と、それは困るという妻という構図なんですね。もちろんその背景に、妻がそういう形で結局離婚を強制された後に陥る経済的な条件の問題、これは社会保障の不備の問題をも含めて、その後の生活条件が保障されないという社会的な状況があるのは間違いがない。母子家庭になると、データとして見る限りは、普通の家庭の半分以下の水準しか所得がないというのが実際の現実です。

円 反論するわけでは全然ないんですが、こういう考え方もあるというのを知ってほしいんですね。

その離婚不受理制度を知っていたという人が72%、大変多い数字だと思います。そしてこの制度を実際に使った人が20%もいるんですね。これは私たちの協議離婚の調査ですが。

実は私は1979年3月から「ニコニコ離婚講座」を開いてきまして、最初からずっとこの不受理届のことを知らせて、必ずこれを使いなさいと言い続けてきました。本にももちろん書いていますし、講座でも言っております。それは結婚にしがみついたためではなくて、使った人たちもみんなそうなんですが、自分から離婚したい人も使っています。

なぜか。それは、先ほど言いましたように、平均賃金の差がこんなに男女でありますし、自分自身の財産を夫は持っていますが妻は持っていない。結婚中の財産の名義は全部夫。という状況で、まず土俵が同じじゃないところで離婚の交渉なんてできないんですね。夫が浮気した、それがやっと証拠がみつかったから問い詰めたら、逆に「ああ、ちょうどよかった。別れようじゃないか。おまえもいろいろ考えることがあるだろうから2週間やる。条件を考えておけ」と言われた妻がいるんですね。証拠をみつけたんだから土下座して謝ってくれるとしかその妻は思っていなかった。そういうところは甘いんですけども。それで私のところに駆け込んできて「どうしましょう」と言う人はたくさんいるんです。そういうときに、「どうしましょう」ではなくて、とりあえず別れたくなかったら、また別れなくても離婚の不受理届を出しておけば、そこから交渉ができる。

とにかく力関係で婚姻生活は対等ではない関係が多いんですね。みんな対等だと思っていますけれども。「靴下もはかせてあげる、洗濯もしてあげる。全部私がしていてあの人は私がいなきゃだめなのよ」と言っている妻は、夫のほうに地位と名誉と社会性とすべてある。そのバランスの悪さを夫の「おまえがいなきゃだめだよ」という言葉で補われているだけだということに気がついていない。そういうバランスの悪い夫婦はたくさんいます。そこで例えば浮気が起きた。離婚じゃなくたって、同じ土俵で浮気を問い詰めたり、

離婚の交渉をするというときに、不受理届を出しておくか出さないかで全然違うんです。

不受理届というのは6ヵ月ごとに更新しないと無効になるんですね。大変だと言う人がいましたが、別の人はアンケートにこう書いていました。「6ヵ月ごとに私は不受理届を出し直しに行くときに、『絶対に夫に負けない。頑張るぞ』と6ヵ月ごとに燃えました」と書いてあった人がいます。

不受理届が今どんどん増えているのは、必ずしもしがみつくのではなくて、力関係の是正のために使っている女性、権利意識が大変高くなってきているという意味合いもあるんじゃないかなという気が私はするんです。

**木村** 不受理届の問題も、これはやり出すと、実態調査などしたものがあるようですし、非常に興味深い問題だと思います。そこからまた夫婦の今の姿が出てくるという面もあるんじゃないかと思います。私どもも、離婚の事件の場合には、不受理届をまず使うことが多くなってきています。これは、結婚届もそうですが、離婚届も認印だけで提出できますので。これは結婚も離婚もできるだけ自由にしようという気持ちがあってできた制度なんでしょうけれども、同時に偽造される恐れもあるわけですから、それをどういうふうに食いとめるか、こういうことのためにそういう制度が設けられているということだと思います。

**原田** 時間がないので省略したのですが、先ほどから出てきている具体的な離婚という局面を考えた場合の男女間の平等という問題を考えるときに、ヨーロッパの場合日本と違う前提が一つあります。これは日本でも考えていかなければいけない問題なので一言だけ触れておきます。具体的には夫婦財産制の問題です。

日本は、法定の夫婦財産制が別産制です。これはかなり厳格です。円さんがおっしゃるように、住宅を取得してもそれはすべて夫名義で夫の財産になってしまうという事態は、そこに起因しているわけです。もちろん夫婦財産契約を結んでちがう財産制を選ぶことはできますが、非常に少ないです。これは裁判官の方でも、あるいは大学の法律の先生でも、弁護士さんでも、まずないですね。ところがヨーロッパの制度は、それぞれの国によって少しずつ違いますが、一定の共通財産制というのを必ず認めているのです。

フランスの場合で申しますと、夫婦がそれぞれ婚姻前から持っていた財産は、原則としてそれぞれの特有財産として残り続けます。しかし婚姻後に有償で取得した財産は、名義はどちらであれ、これは夫婦の共通財産になります。妻も潜在的に2分の1分の持ち分を持つわけですが、夫名義でも。ただし親族から贈与とか相続で取得するものは、婚姻後の取得であっても、奥さんなら奥さん、夫なら夫の特有財産になります。例えば結婚して共働きで働いて家を買った、名義は夫名義だとしましても、また、共働きでなくて夫の稼ぎに

よって家を買ったという場合でも、その2分の1は潜在的に奥さんのものになります。ですから離婚のときには、財産分与という発想ではなくて、2人でそうやってつくった財産を分ける、共通財産を清算するという発想になります。これは実際に行われます。

財産分与の制度の改正の話が円さんの話のところでありましたが、実はそこだけではなくて、別産制の問題をあわせて考える必要があるだろうと思います。

この点、ヨーロッパとの比較を考える場合には注意する必要があると思ったので、一言触れさせていただきました。

**木村** 日本でも一応フランス民法から引いたのでしょうね、あの夫婦財産契約というのは。けど実際には、あれは登記をすることになっているんですが、今まで登記を受けつけられた例は数件しかないということを知ったことがありますね。

**原田** フランスでは、いろいろデータがあります。1965年に夫婦財産制の大きな改正がありますが、その前のほうが不都合が多かったので、その時期は確か全国平均で30%から40%が夫婦財産契約をしているんですね。私達が以前に調査した結果では農家ですら30%前後締結しています。それだけの人がこれから結婚するというときに夫婦の間での財産関係をどうするかを契約で決めるわけですね。決めて、ちゃんとした書式につくって公証人証書にしておく。ですから、今日の私の話も、それだけの合理的ないしは契約的な行動パターンを持っている社会での離婚なり結婚なりのあり方と法制度の機能ということになります。この辺は少し説明しておかないと、今日の私の話だけでは不十分かなと思ったので、一言追加しておきます。

**木村** 時間が大変超過してしまいました。私が最初に素材として出したA子さんのケースが果たしてどこへ行ってしまったのかよくわからないところがあります。これはある意味では皆さんの応用問題ですので、これからいろいろテレビやラジオの中で離婚の問題とか結婚に関する問題が起こってきたときに、きょう話したことをベースにして、決してスキャンダラスな面だけに目を奪われずに考えるという習慣をつけていただきたいなと思いたまえます。そういう意味で、皆さんの中でこれは回答を出していただきたいと思います。

最後に、小野幸二先生にまとめをお願いしたいと思います。大変まとめにくいとは思いますが、何とかひとつよろしく願いいたします。

**小野** まことにまとめにくい話ではありますが。

木村先生は、最近のある婚約不履行事件から、主として事案の概要を説明されたわけです。高野先生は、「夫婦の絆」とは何かというところで、必ずしも愛がそれではないのだ、愛のないところから結婚が始まり、愛があっても離婚にいくのだと、そういった考えを述べられたわけです。また原田先生は、フランス法についての婚姻・離婚制度、特に1960

年以降の社会変動に伴う民法の改正といったところの重要な点を説明され、最後には我が日本法との比較という点で結ばれたわけです。また円先生は、このレジュメを見ますと「復讐に生きると女」と書いてあって私もショックを受けたわけですが、非常に着眼点がいいなど。私の女房もそういう状態にあるのかな、気がついたら離婚をつきつけられたというような、非常に参考になる話をされたわけです。

以上のお話を概略私は聞いておりまして、気のついたところを少しコメントを。と申しますのは、詳しくは木村先生の司会で、あるいはその中にも説明ありコメントありで、もう私がここで総括する必要はないということも言えるかと思いますが、私の若干の意見を述べて終わりにさせていただきたいと思うわけです。

まず、大きく分けまして、婚約不履行事件と、先ほど来「破綻主義」という言葉が出てまいりまして、もちろんこれは授業でやったあとですから皆さんも概念はよく知っていることですが、有責配偶者の離婚請求、この点については破綻主義的な見地から皆さんお述べになったので私も説明しやすいといえますか、それをもう一步進めたらどうなるのか、あるいは婚姻とは何だろうか、そういったことを今考えるべき時期に来ているんじゃないか。それが、離婚とは何ぞや、あるいは離婚後の扶養問題も絡めて皆さんが研究していく一つの契機になると思っております。

まず最初の問題ですが、これは木村先生からどこへ行っちゃったんだらうかということ、私もどこへ行っただらうかと思っておったんですが、これは具体的な事件でコメントしにくいと高野先生もおっしゃいましたが、そういう面であまり焦点がよくわからない。しかし問題点は、ここに婚約不履行と書いてありますから、まず第一に、いま木村先生がよく事案を説明されたわけですが、この事案の関係で婚約が果たして成立しているかどうか、両方結婚しているじゃないかという問題ですね。先ほどの説明によりますと、原告のほうは既に別居している、あるいは円先生の言われる家庭内離婚、家庭内別居が2年ですかある程度続いているということになりますと、原告の夫婦としてはあるいは要件が具備されているかなと。しかし相手を見ますと、相手も結婚している。しかも、彼女のほうとしては相手が結婚していることをとうに知っているわけでありまして、承知でそういう関係に入っている。しかも相手に妻がいる。妻がいる場合に、婚約は原則的には成立しませんね。妻がいる人と結婚できませんから。したがって、妻と別れておまえさんと結婚するという約束は、先ほど来問題になっている民法90条の公序良俗違反ですから、そういう婚約は初めから無効である。しかし妻が夫婦関係が完全に破綻しておりますと、これはまた話は別で、それは婚約が成立する。

今朝、私はテレビを見ておりましたら、今度はまた似た事件が持ち上がりました。マス

コミが本件からこちらの事件に移りつつある。それは本人も記者会見をやっておりますからここで申し上げても人権侵害の可能性はないと思いますが、東ちづるさん、彼女は、婚約者に妻がいることがわかった、だから別れると記者会見をした。そして相手の男性の妻にもインタビューして、彼女によりますと、もう2年くらい会っていないそうです。いわゆる別居状態だと。ちづるさんのほうとしては、妻がいることを全然知らなかったということですから、この件については、彼女の言葉及び奥さんの言葉を信ずる限りは、おそらく民法上婚約が成立するということになるでしょう。事実関係は知りませんよ。 ひるがえって本件の問題については、これは報道の範囲で判断すれば、そういうことは言えないんじゃないかと思われませんか。ただ、婚約が成立しないから慰謝料は取れないかという、そんなことはないわけで、不法行為が成立すれば請求できるわけです。本件においては、不法行為責任が相手にあるのかないのかということを中心に検討しなければなりません。

皆さんはよく知っているように、婚約は契約責任だ、そうすると婚約破棄は正当事由のない限りは債務不履行における損害賠償義務が発生する、あるいは婚姻の自由という観点から契約責任は成立しない、もっぱら不法行為だという説もあるし、あるいは両方認めて競合を認めていこうという考えもあるでしょうけれども、いずれにしましても契約責任が成立しなくても女性の貞操を破るようなこと、あるいは人格を侵害するようなことをすれば、例えば結婚詐欺、刑法上は詐欺罪が成立しなくても民法では権利侵害が発生すれば不法行為が成立して相手方に損害賠償を請求できるわけですから、本件においてもそれが成り立ち得るとすれば、それは事実関係はわかりませんが、向こうは結婚すると言っている、しかも手紙も出しているんだ、それは真摯な内容であると、先ほど木村先生からそれに類したことを聞きましたけれども、それを信ずる限りは、場合によってはそちらのほうの慰謝料請求が可能じゃないかということも問題が成り立ち得るわけですね。しかしトータルで考えると、請求は非常にきついと私は思うわけです。

私は発表者みたいな感じになってきましたが、基本的にこの問題について私の考え方を述べますと、こういうふうにいる。

私は、原則的に婚約破棄における慰謝料請求は認めないという立場です。これは不貞行為の相手方に配偶者が損害賠償を請求できるかといった問題とパラレルに考えていいかどうかかわかりませんが、不貞行為の相手方に対する慰謝料請求も原則的には認めてはいけなと、啓蒙的な意見も含めて私はそういう見解を取っているわけです。最近では、学者の間ではそういう意見が非常に強くなりつつある。そしてまた欧米では、それが普通なんだと。ドイツの判例でも認めていない。フランスでも1フラン判決だ。そしてアメリカでもハートバーム法というのが制定されている。これは婚約破棄における、あるいは不貞行為

の相手方に対する慰謝料請求を禁じて認めません。夫婦あるいは婚約者の不法行為訴訟は禁じているわけです。その理由はどこから来ているか。これはアメリカと日本の制度を比較して一緒に考えることはできないかも知れませんが、あまり意味はないのだと。アメリカでは、そういうことを盾にとって訴訟を仕掛けて何かしら金をふんだくるという裁判が非常に多過ぎる。それから、慰謝料を取っても果たして配偶者の精神が慰謝されるのだろうか、あまりそれは関係ないんじゃないか、そして良識ある人だったらそういう訴えを起こさないというようないろんな例をあげまして、最近ではアメリカの半分以上の州がそういった婚約破棄等の訴訟を初めから禁じているということです。もちろんそれは結婚詐欺とか何とか違法行為が成立する場合は認めているんですね。ただ原則的に、愛が高じて婚約した、そしてだめになっちゃった、そういう場合に慰謝料請求できるか、それはだめなんだという形。

それからもう一つは、有責配偶者の離婚請求の問題ですが、これは先ほど安岡君が言いましたように、子どもの問題をどうしてくれると。これは確かに問題だろうと思いますね。円先生も、子どもの問題は切り離すべきじゃないかと。私も基本的にはそういう意見に大賛成なんです。つまり、いわゆる離婚要件として子どもの存在を考えていくか、あるいは離婚の効果とといいますか、日本で言えば財産分与とか慰謝料制度があるわけですが、そちらの問題で片をつけるか、これは明確に区別すべき問題じゃないだろうか。先ほど円さんの話によりますと、離婚すれば子どもも喜ぶんですか、非常に子どものためになるということ聞いて、私も基本的に破綻主義の方向へ行くべきだという見解に大賛成であります。

それから、話は飛びますが、原田先生のおっしゃっていたフランス法ですが、1960年代半ばから急激な高度経済成長によって大きな社会変動が起こり、それに伴っていろんな現象が出てきて、それに対処するために民法が改正されていった。これはアメリカにおいても同じことが言えるような気がするわけです。アメリカでも女性の労働力が増加しておりまして、75%ぐらいが結婚してからでも働いているというわけで、伝統的な核家族は非常に少ない。10%以下。それでありまして、未婚の父とか未婚の母が増えて、したがって非嫡出子の増加、それから継親子関係、ホモセクシュアル・カップルの増加。

私は、3年前にバークレーに行きましたときに、サンフランシスコでゲイの人たちがデモンストレーションをやっていると。聞きますと、同性愛者が市議会議員として何人かいるというんですね。市長さんもそうだという話を聞いたから確かめてみたら、市長さんはそうではないんだと。それから同性愛結婚を認めるような市議会決議がありまして、非常におもしろいなと思っているうちに帰ってきたんですが、あとで聞いてみたら、教会方面から異議が申し立てられて、結局住民投票にかけたら否決されてしまったと聞いて

ております。その後またほかの州でもそういったカップルを認める法律ができて、例えば保険給付の対象にするというように、世の中は大きく変わりつつあるということですね。

そしてまた、カリフォルニア州の婚姻法によりますと、確かに裁判離婚なんですけど、争いがないければ実態は日本の協議離婚と同じようにほとんど離婚を認めています。しかも訴えれば認めるというように、大体「離婚」という言葉さえ既になくなっております。簡単に離婚が認められる。離婚原因は婚姻の破綻だけです。

日本の最高裁判所は三つの要件を説いておりますね。その中で心配しているのは、極端な破綻主義を取るといわれる裁判離婚はいらんんじゃないか、そういうことになっては困ると。しかしよく考えてみると、あるいは円先生はそれに賛成されるかどうか私は定かではないが、それでいいんじゃないかという議論も出てくるわけです。ただ、子どもの問題とか、共有財産の分割とか、離婚後の妻の扶養の問題はこれまた別の問題でありまして、その点をしっかりさえすれば離婚原因はいらん、いやになったら別れるということなんです。そうすると、日本で言うそういった離婚原因とか有責配偶の離婚請求という問題は、全く消えてなくなるわけですね。もう世界は、一部かもわかりませんが、最先端はそこまで行きつつあるわけですね。したがって、おそらく10年、20年後は、ここで議題となった問題は全くナンセンスだと。日本というのは非常に保守的な考えの強い国ですから、10年や20年はそうならないかもわかりませんが、僕は徐々にこの破綻主義は進んでいくであろうと思う。それがまた、「婚姻とは何か」「離婚とは何か」を考える非常にいい機会になると、社会的変動、思想的な問題、宗教的観点、そういう問題を含んでいるのはもちろんですが、私はそう思うわけです。

今日はまだまだコメントし足りないところがありますが、時間ですということで、大きな問題提起、いい勉強をしたということをご君に申し上げまして、総括にはなりにくいのですが、終わりとさせていただきます。(拍手)

木村 どうもありがとうございました。

それでは時間ですので、本当はこの後、閉会の挨拶もある予定だったと思いますが、時間を超過しておりますので、このまま閉会させていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

— 以上 —